

市内企業認知度向上コンテンツ制作等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

本要領は、市内企業認知度向上コンテンツ制作等業務を委託するに当たり、高度な技術力、豊富な経験等を有する事業者を広く募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

第2 業務概要

若年層における市内企業の認知度向上が課題になっているほか、就職活動がインターネットで行われる傾向が高まってきていることを背景とし、企業の人材確保を支援するために、デジタルコンテンツを制作し、公開することで企業認知度向上に取り組む。

(1) 委託業務名 市内企業認知度向上コンテンツ制作等業務委託

(2) 業務内容 別紙「市内企業認知度向上コンテンツ制作等業務委託仕様書」

のとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和7年12月31日まで

(4) 提案上限額 2,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本金額は本プロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない

※提案する見積金額は、本金額を超えてはならない

第3 募集及び選定のスケジュール

項 目	期 限
公募開始	令和7年 4月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年 5月 2日（金）午後5時まで（必着）
参加表明書等の提出期限	令和7年 5月 2日（金）午後5時まで（必着）
質問書に対する回答	令和7年 5月 9日（金）
企画提案申込書等の提出期限	令和7年 5月14日（水）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション審査日	令和7年 5月23日（金）予定
審査結果の通知	令和7年 5月30日（金）発送予定

第4 参加資格

本案件に参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者としてします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に掲げる者でないこと。
- 2 令和7年度・令和8年度江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登録されていること。
- 3 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成11年3月10日施行）による指名停止を受けていないこと。
- 4 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- 5 過去5年間に於いて、地方公共団体又は民間企業等が発注した、認知度向上を目的としたコンテンツ類を制作し、元請けとして契約を締結し履行完了した実績を1件以上有する者。

- 6 北海道内に営業拠点（本・支店、営業所）を有し、当方との連絡調整、打ち合わせ等に適切に対処できること。
- 7 市税（江別市が賦課徴収するものに限る）、消費税及び地方消費税、所得税又は法人税の全てにおいて未納がないこと。

第5 参加表明書の提出

- 1 提出書類
 - (1) 参加表明書（様式1）
 - (2) 会社概要（任意様式）
- 2 提出部数
正本1部
- 3 提出期限
令和7年5月2日（金）午後5時まで
- 4 提出方法
持参（平日の午前8時45分から午後5時までの受付）、または郵送（当日までに必着、書留等の到着確認ができるもの）
- 5 提出先
江別市経済部商工労働課（担当部局参照）

第6 質問及び回答

- 1 提出方法
 - ・ 質問書（様式2）により、電子メールのみの受付とします。
 - ・ 電子メールの件名は、「プロポーザル質問」としてください。
 - ・ 電子メールアドレス shoko@city.ebetsu.lg.jp
- 2 提出期限
令和7年5月2日（金）午後5時まで
- 3 回答日時及び方法
質問及び回答内容は、令和7年5月9日（金）までに江別市ホームページに掲載します。ただし、質問が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼす恐れがある内容の場合は、回答しないことがあります。
なお、本実施要領及び仕様書の内容が変わり得る質問は、回答をもって内容の修正とみなします。

第7 企画提案申込書の提出

- 1 提出書類
 - (1) 企画提案申込書（様式3）
 - (2) 企画提案書（任意様式）
 - (3) 本業務の実施体制（任意様式）
 - (4) 事業実績書（任意様式）
 - (5) 業務工程表（任意様式）
 - (6) 見積書（任意様式）※積算根拠等を詳細に記載すること。
 - (7) 市税、消費税及び地方消費税、所得税又は法人税の全てにおいて未納がないことの証明書
- 2 提出部数
正本1部 副本5部の計6部
- 3 提出期限
令和7年5月14日（水）午後5時まで

4 提出方法

持参（平日の午前8時45分から午後5時までの受付）、または郵送（当日までに必着、書留等の到着確認ができるもの）

5 提出先

江別市経済部商工労働課（担当部局参照）

6 提出に当たっての留意点

- ・1度提出された書類の差し替え、再提出は認めないこととします。ただし、やむを得ない理由により修正または変更が生じた場合で、江別市が承諾した場合は、この限りではありません。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提案は、1提案者につき1提案とします。
- ・提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。

第8 審査方法等

1 審査及び選定方法

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、プレゼンテーション審査を実施し、別紙「評価基準」に基づき評価し、最高得点の提案者を受託候補者とします。

なお、最高得点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の議決により受託候補者を選定します。

また、提案者が1者の場合であっても評価は実施し、基準点（審査委員会の評価上限の合計点の60%に当たる点数）を満たすときは、当該提案者を受託候補者として選定します。

提案者が多数の場合（概ね6者以上）、事前に審査委員会にて書類選考を行いプレゼンテーション審査の参加者を決定することがあります。その場合、書類選考の結果について全ての提案者に対して文書で通知します。

2 実施日

令和7年5月23日（金）を予定

※日時及び場所等の詳細は、別途通知します。

3 出席者

3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、実際に本業務を行う予定の者となります。

4 発表時間

1提案者につき30分程度（提案説明20分、質疑応答10分）

提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整する事があります。

5 機材

当市でスクリーン、プロジェクターを用意しますので、これらの機材を使用する場合はパソコン等をご用意ください。

第9 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して文書で通知するとともに、当市ホームページに公表します。ただし、受託候補者以外の名称は秘匿とします。

選考の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じません。

第10 契約の締結

受託候補者と当市の間で、契約を締結するための仕様書等の協議を行い、契約内容を確定します。この協議により、必要な範囲内において企画提案書の項目の変更・追加・削除を行う場合があります。

第11 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 本実施要領等に示した提出方法及び提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合

第12 その他

- 1 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とします。
- 2 参加表明書提出以降、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに参加辞退届（様式4）を担当課宛に提出してください。企画提案申込書提出以降は辞退することはできません。
- 3 やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止又は取り消す場合があります。その場合、プロポーザルの準備に要した費用を当市に請求することはできません。

第13 担当部局

江別市経済部商工労働課

〒067-8674 江別市高砂町6番地

電話：011-381-1023（直通）

FAX：011-381-1072

評価基準

	項 目	配 点
1	提案は具体的かつ実効性があり、独自性や創意工夫がみられるものになっているか。	40点
2	業務内容に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されており、体制は十分か。	20点
3	本業務と同種業務及び類似業務の実績が豊富にあるか。	15点
4	プレゼンテーションでの説明や資料が明確であり、質疑応答が的確であるか。	10点
5	見積金額は妥当なものになっているか。	10点
6	具体的な業務工程（スケジュール）となっているか。	5点
合 計		100点